

児童扶養・特別児童扶養手当について

児童扶養手当

この手当は、父母の離婚などにより父と生計を同じくしていない児童、又は父が障害者である場合の児童について、その児童を監護する母又は母に代わって児童を養育している者に対して、生活の安定と自立に役立つよう手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

<支給要件対象>

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、又は20歳未満で心身に障害のある児童と同居し、監護している母、又は養育者に支給されます。

・父母が婚姻を解消した児童	・父が死亡又は生死不明である児童
・父が重度の障害を有する児童	・父が1年以上拘禁されている児童
・父に1年以上遺棄されている児童	・婚姻によらないで生まれた児童

<手当支給額> 平成20年4月現在

区 分	月 額 (対象児童1人の場合)
全 部 支 給	41,720円
一 部 支 給	41,710円～9,850円 (所得額に応じて決定されます)

※児童が2人の場合は、上記金額に5,000円の加算、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

注) ただし、以下の場合には手当を受けることができません。

- 受給者又は扶養義務者の所得が一定額以上あるとき
- 申請者及び児童が日本国内に住所がないとき
- 公的年金(老齢年金以外)や遺族補償等を受けられるとき
- 里親に委託されているとき

特別児童扶養手当

この手当は、心身に障害のある20歳未満の児童を監護している者に対して手当を支給し、障害児の福祉の増進を図ることを目的としています。

<支給要件対象>

20歳未満で、心身に障害のある児童を監護している父若しくは母、又は養育者に支給されます。

<手当支給額> 平成20年4月現在

区 分	月 額 (児童1人につき)
1 級 (重度障害児)	50,750円
2 級 (中度障害児)	33,800円

注) ただし、以下の場合には手当を受けることができません。

- 受給者又は扶養義務者の所得が一定額以上あるとき
- 児童が施設に入所しているとき
- 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けているとき
- 申請者及び児童が日本国内に住所がないとき

<手当を現在受けている方へ>

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」を受けている方は、毎年8月中に現況届、所得状況届を提出していただきます。受給者のみなさんには個々に通知します。

【お問い合わせ先】 町民生活課 健康福祉係 武藤 ☎79-2113 (内線:136)